

令和4年(ヨ)第10号 団体交渉を求める地位保全仮処分申立事件

決 定

債 権 者 X

同代表者執行委員長 A

同代理人弁護士	淺野高宏
同	野谷聰子
同	白諾貝
同	倉尚寛
同	伊藤昇平
同	庄子浩平
同	瀧川希子

債 務 者 Y

同代表者代表取締役 B	
同代理人弁護士	杉山央
主	文

1 債権者が、別紙1団体交渉事項目録記載の事項に関して、債務者
20 に対して団体交渉を求める地位にあることを仮に定める。

2 申立費用は、債務者の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

別紙2のとおり

第2 事案の概要

本件は、債務者の従業員等で構成されている労働組合である債権者が、

A(以下「A」という。)を代表者とする団体交渉の申入れをしたところ、債務者が、当該申入れがAの定年退職後になされたものであり、債権者を代表する者による申入れとは認められないとして、当該申入れに応じていないため、仮処分として、別紙1団体交渉事項目録記載の事項について団体交渉を求める地位にあることを仮に定めることを求める事案である。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実(末尾に証拠等の掲記のない事実は、当事者間に争いがない。)

(1) 当事者等

ア 債務者は、一般乗合旅客自動車運送事業等を営む会社であり、函館市内及びその他の地域に営業所等を置き、北海道南部の渡島総合振興局及び檜山振興局管内(奥尻町を除く。)で路線バスを運行している。

イ 債権者は、債務者の従業員並びに出向中の従業員、継続雇用制度に伴う再雇用者及び組合事務職員と大会で承認された組合員で組織する労働組合であり、昭和35年10月1日、債務者と労働協約を締結した(甲8)。

債権者の規約には、会社が一方的に解雇した組合員は、その解雇を組合が大会で承認するまでは、組合員である資格を継続する旨の定めがある(規約7条。甲1)。

ウ 債権者には、最高決議機関としての大会(規約8条1号、9条)、大会に次ぐ決議機関である委員会(規約19条)のほか、執行機関である執行委員会が置かれている(規約25条)。執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長及び執行委員で構成される(規約26条)ところ、これらの執行委員長等の役員(規約39条参照。ただし、会計監査を除く。)は、全ての分会の組合員の中から組合員の直接無記名投票で選出される(規約40条1号)。執行委員長は、債権者を代表し、組合事務を統轄する権限を有する(規約41条1号)。任期は2年である(規約42条)。

(2) 債権者の執行委員長の選出経緯等

ア C (以下「C」という。)は、平成24年7月26日、債権者の執行委員長に選出され、同年10月22日、債権者の代表者として登記がされた(乙2)。そして、Aは、令和2年10月21日、執行委員長に立候補し、同月30日に行われた開票の結果、組合員総数218のうち163の信任投票を得て、執行委員長に選出された(甲37の1及び2、38)。

イ Cが辞任した後、Aの就任までの間、D、Eが順次債権者の執行委員長に選出されたが、Cの辞任以降における代表者の変動については、債権者の登記記録には反映されておらず、登記記録上は、現在においても、Cが代表者である(乙2)。もっとも、債務者は、少なくとも令和2年12月23日頃までは、こうした登記記録の記載に関わらず、Aを債権者の代表者とする団体交渉の申入れに応じてきた(甲35の1及び2、41の1及び2、42の1及び2、43の1及び2)。

(3) Aを債権者の代表者とする団体交渉の申入れ及びこれに対する債務者の対応等

ア Aは、令和3年4月29日、定年を迎えた。債務者は、Aがこの定年により債務者の従業員の地位を喪失した(すなわち、Aは債務者が設けている定年後継続雇用制度を利用しておらず、Aは再雇用されていない)旨を主張しており、現在、Aの従業員の地位等を巡って民事訴訟で係争中である(当庁令和3年(ワ)第87号地位確認等請求事件)。

イ Aは、債権者の代表者として、令和3年5月31日付で、三六協定の締結に関する団体交渉を申し入れた(甲3)。これに対し、債務者は、同年6月8日付で、Aが上記の定年退職により従業員としての地位を喪失したため、上記の申入れが真に債権者の意思に基づいたものであることを確認することができない等として、上記申入れに応じることができない旨を回答した(甲5)。Aは、債権者の代表者として、同月18日付

けで、再度、上記と同一の事項に関する団体交渉の申入れをしたが（甲4）、債務者は、同年7月1日付で、上記と同様の理由で、上記申入れに応じることができない旨の回答をした（甲6）。

ウ その後、債権者は、Aを代表者として、債務者に対し、令和3年10月25日付で同年度の暖房手当（燃料手当）の支給に関する団体交渉を求める申入れをしたが、債務者は同月26日付で応じることができない旨の回答をし（甲10）、債権者が同年12月6日付で行った団体交渉の申入れに対しても、応じることができない旨の回答をした（甲12）。これらはいずれも、Aの定年退職に伴いその組合員資格ひいては債権者の代表者としての資格を確認することができないことを理由とするものであつた（甲10、12）。

エ さらに、債権者は、その組合員への配置転換（別紙団体交渉事項目録5以下参照）に関し、令和4年1月27日付で、Aを代表者として団体交渉を申し入れる（甲19）とともに、同月30日に開催された債権者の定期大会において、Aが規約7条に基づき組合員の資格を継続して有すること（前記(1)イ）を確認した旨を通告した（甲2・1）ところ、債務者は、債権者に対し、同年2月3日付で、登記記録上債権者の代表資格を確認することができないことや、令和3年4月29日（Aの定年退職日。前記ア）以降の執行委員長に係る選出結果が明らかでないこと等を理由に、上記の申入れに応じない旨の回答をした（甲2・2）。

これに対し、債権者は、Aを代表者として、被告に対し、令和4年2月8日付で再度団体交渉を申し入れた（甲2・3）が、現在まで債務者はこの申入れに応じていない。

オ 債権者は、令和3年8月10日、北海道労働委員会に対し、債務者の団体交渉拒否に関する不当労働行為の救済申立てを行い、併せて、Aの組合員資格及び執行委員長資格に疑義があることを理由として団体交渉を拒

否してはならないこと等を求める審査の実効確保の措置勧告申立てをしたところ、北海道労働委員会は、令和4年2月10日、債務者に対し、Aから債権者執行部の組合員の地位に疑義があることを理由として団体交渉を拒否するなど、組合運営に対する支配介入をしてはならない旨の勧告をした（甲24）。もっとも、債務者は、その後も、債権者からの申入れに対し、上記勧告の法的根拠に疑義を呈するなどして、団体交渉の申入れに応じない姿勢を堅持している（甲25、26）。

2 Aを代表者としてされた団体交渉の申入れを債権者からの団体交渉の申入れと認めることができるか否かについて

(1) 本件では、Aが定年退職となった令和3年4月29日より後も債務者の従業員としての地位を有するか、すなわち、債務者が設けている定年後継続雇用制度により引き続き雇用されたといえるか否かが争われており、債務者が債権者の団体交渉の申入れを拒絶している理由も、結局のところ、Aの定年退職に伴い同人が債務者の従業員ひいては債権者の組合員としての資格を失ったため、債権者からの団体交渉の申入れと認められないことを主要な根拠とするものと認められる。

(2) そこで検討するに、前記認定事実によれば、Aは、令和2年10月30日に行われた開票の結果、規約の要件を満たし、債権者の執行委員長に選出されたのであるから、定年退職となった令和3年4月29日当時、Aが債権者の執行委員長であったことは明らかというべきであるし、債務者としても、少なくとも令和2年末までの間は、Aの選出過程等に関し異議を述べることなく、Aを債権者の代表者とする団体交渉の申入れに応じてきたと認められる。そして、一件記録によっても、Aの定年退職後、債権者がAに代わる執行委員長を選出したことは何らうかがわれない。

のみならず、債権者の規約には、会社が一方的に解雇した組合員は、その解雇を組合が大会で承認するまでは、組合員である資格を継続する旨の規定

が置かれている（前記1(1)イ）ところ、その趣旨は、会社による一方的な行為によって従業員としての地位を喪失した組合員については、なお債権者の承認があるまでの間は組合員としての資格を喪失しないものとして、当該組合員の権利を保障するとともに、労働組合としての債権者の団結を維持することにあると解される。そして、Aが上記の定年退職日以降も債務者の従業員としての法的地位を有するか否かに関しては、Aと債務者の間の民事訴訟において、Aが債務者の定年後継続雇用制度を利用する意思があり、これに基づく手続を行ったか否かや、債務者が同制度に基づく再雇用を拒絶したことが権利濫用に該当するか否か等が争われていることに照らすと、

Aを巡るこうした状況については、実質的に、定年退職日より前に債務者に解雇された場合と何ら異なるものではないから、Aについては、債権者の上記規約の定めに準じ、なお債権者の組合員としての地位を失わないと解する債権者の解釈が、客観的にみて合理的な根拠を欠くということはできない。

以上の事情を総合すると、Aが債権者の代表者として定年退職日より後にした債務者に対する団体交渉の申入れは、なお労働組合である債権者の債務者に対する団体交渉の申入れと解することに妨げはないというべきであるから、債務者はこれに応じる義務を負うというべきである。

(3) これに対し、債務者は、債権者からの団体交渉の申入れについて、代表者を確認することができない旨を主張する。

しかしながら、そもそも、使用者との間で団体交渉を行うのは労働組合であって（憲法28条）、労働組合の代表者は、飽くまで団体交渉の権限を有する担当者として位置づけられているものである（労働組合法6条）。こうした仕組みに照らすと、労働組合からの団体交渉の申入れがあった場合、それが当該労働組合からの交渉申入れと認められる限り、使用者は団体交渉義務を負うと解することが相当であるところ、前記(2)で説示した事情に照らすと、Aを代表者としてされた団体交渉の申入れを債権者からの団体交渉の

申入れと解することに何ら妨げはないというべきである。

この点、債務者は、登記記録上、 A が債権者の代表者として記載されていないことを問題とする。しかしながら、労働組合法が、法人である労働組合について登記すべき事項を第三者への対抗要件と定めていること（同法 1 条 3 項）は、飽くまで、労働組合と取引関係に入ったものとの法律関係の安定等を考慮したものと解することが相当であり、他方、団体交渉は、労働者により構成される労働組合が団結の主体となって使用者に対し交渉を求める行為にほかならないから、使用者は、団体交渉の申入れについて、それが労働組合による団体交渉の申入れと認められる限り、代表者の登記が懈怠されていることを理由として拒絶することは許されないと解すべきものである。
10 加えて、債務者が問題とする登記記録についてみても、債務者自身、 C が執行委員長を辞任した後に選出された D や E との間の団体交渉に応じてきたほか、 A についても、定年退職後に同人の組合員としての資格を争うより前の段階においては、同人を代表者として表示された団体交渉の申入れに応じてきたのであり、これらの申入れに係る代表者はいずれも登記記録上に記載のない者であったことを踏まえると、債務者の主張はこうした従前の対応とも整合しないものであって、採用することができない。

（なお、念のために説示するに、本件申立ても A を代表者としてなされたものであるが、前記(2)で説示した事情に照らすと、少なくとも本決定時ににおいては A が債権者の代表者としての地位にあると認められるから、本件申立てはもとより適法にされたものというべきである。）
20

3 被保全権利について

前記 2 で説示したとおり、 A を代表者としてされた債権者による団体交渉の申入れは債権者による申入れと認めることが相當である。そして、債権者が求める別紙 1 団体交渉目録記載の事項は、いずれも、組合員である労働者の労働条件その他の待遇や団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に

処分可能なもの（義務的団体交渉事項）に当たるということができるから、債務者は、これらについての団体交渉に応じる義務があるというべきである。

これに対し、債務者は、チェック・オフ中止にかかる根拠（組合員及び当該組合員の申出状況）の説明（別紙1・番号4）は上記の義務的団体交渉事項に当たらない旨を主張する。しかしながら、義務的団体交渉事項は、憲法28条や労働組合法が労働者に団体交渉権を付与した目的に照らし、上記のとおり解することが相当であるところ、使用者が組合員である労働者の賃金から組合費相当額を控除し、これを一括して労働組合に引き渡すチェック・オフは、使用者の組合活動に対する便宜供与と位置付けられるべきものであって、団体的労使関係の運営に関する事項として義務的団体交渉事項に当たるというべきである（なお、債務者が指摘する最高裁平成7年2月23日第一小法廷判決・民集49巻2号281頁〔乙14〕も、飽くまで、会社が労働組合の組合員からチェック・オフにより控除した組合費を併存する別組合に交付したという事実関係の下で、組合員ではなく当該組合員が所属する組合に支払う旨を命じた救済命令の適法性が争われた事案において、当該救済命令が違法である旨を判示したものであり、チェック・オフの義務的団体交渉事項該当性に関する判断を示したものではない。）から、債務者の上記主張を採用することはできない。

4 保全の必要性について

前記1で認定し、同2、3で説示したとおり、債権者と債務者の間において、
20 Aが債権者の代表者であるか否かを巡り、債権者が債務者に対し団体交渉を求める地位にあるかについて現に争いがあることは明らかである。

そして、債務者は、Aを債権者の代表者とする団体交渉の求めに応じない姿勢を堅持し、労働委員会が救済命令の前段階として発した勧告に対しても疑義を呈している状況であって、債権者が債務者と団体交渉を行うことができない状況は令和3年5月末から約10か月を超えていること、とりわけ、こうした状況の中で、債権者は、その組合員の生活維持のために必要と認められる暖

房手当（別紙1 団体交渉事項目録1）について団体交渉をすることができないこと等の事情を踏まえると、債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるため、債権者が、別紙1 団体交渉事項目録記載の事項に関して、債務者に対して団体交渉を求める地位にあることを仮に定める必要があると認められる。

5 よって、主文のとおり決定する。

令和4年4月1日

函館地方裁判所民事部

10

裁判官

進 藤 壮一郎



これは正本である

前同日同序

裁判所書記官 中嶋正人

